

愛媛県体験型環境学習センター『ZEB』化改修業務委託 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

1 業務概要

(1) 業務の名称

愛媛県体験型環境学習センター『ZEB』化改修業務

(2) 目的

現在、愛媛県では、とべもり+（プラス）エリア*でのゼロカーボン実現を目指す取組み『とべもり+（プラス）ゼロカーボン夢プロジェクト』を進めており、同プロジェクトでは、その取組みを広くPRすることで、環境教育の拠点としての活用につなげていくこととしている。

愛媛県体験型環境学習センター（通称：えひめエコ・ハウス）は、その中心的な役割を担うことが期待されていることから、えひめエコ・ハウスの空調設備を高効率空調設備へ更新するとともに、照明設備のLED化等の実施により、既設の太陽光発電設備と合わせ、『ZEB』化を達成し、認証を取得することを目的とする。

※とべもり+（プラス）エリア

「愛媛県立とべ動物園」、「愛媛県総合運動公園」及び「えひめこどもの城」の隣接する3施設に、「えひめ森林公園」を加えた4施設の総称。

(3) 業務の場所

愛媛県体験型環境学習センター

（〒791-1135 愛媛県松山市西野町乙103番地1 えひめこどもの城内）

(4) 業務の内容

別紙「愛媛県体験型環境学習センター『ZEB』化改修業務委託 業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約候補者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(5) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

(6) 委託上限額

金15,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

(7) 留意事項

- ア 企画提案にあたっては、仕様書に定める「要求水準」を満たす提案を行うこと。
- イ 契約候補者は、提案時のZEBランクを満たさない場合は契約候補者の責任において設計の変更、又は追加改修工事を実施し、当該ZEBランクの認証を取得すること。

2 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式で実施する。受託を希望する事業者は、参加表明書、企画提案書等を期限までに提出すること。

提案内容を審査の上、最優秀提案事業者（評価結果が最上位の事業者）を契約候補者として選定する。

3 企画提案公募（プロポーザル）の参加資格要件

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

ただし、企画提案日（プレゼンテーションの日）までに参加資格要件を満たさなくなったときはプロポーザルに参加することはできない。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又はプロポーザルの参加表明時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 以下に該当する者が役員・団体の企業・団体でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (7) 民間企業、NPO法人、その他の法人（公益法人等）又は法人以外の団体等であ

って、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

- (8) 一般社団法人環境共創イニシアチブが公募するZEBプランナーに登録されている事業者であること。

4 スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年6月27日(木) |
| (2) 現地確認可能日 | 令和6年7月3日(水)から7月11日(木)までの間 |
| (3) 質問受付期限 | 令和6年7月16日(火)午後5時 |
| (4) 参加表明書受期限 | 令和6年7月16日(火)午後5時 |
| (5) 質問回答 | 令和6年7月18日(木)(予定) |
| (6) 企画提案書受付期限 | 令和6年7月25日(木)午後5時 |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和6年7月31日(水)(予定) |
| (8) 結果通知 | 令和6年8月上旬(予定) |
| (9) 契約締結 | 令和6年8月中旬(予定) |

5 参加表明書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、以下により申し込むものとする。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 業務実績に関する書類(様式2)

・公共施設及び民間施設におけるZEBプランナー業務実績

※新築、改修を明記すること。現在受託中のものを含む。

ウ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(原本)

・参加表明書提出時において、3ヶ月以内のもの。

エ ZEBプランナー登録証明書の写し

(2) 提出期間

令和6年6月27日(木)から令和6年7月16日(火)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参、郵送又により、下記の「16 問合せ先・提出先」へ提出すること。

また、参加表明書への押印の省略を希望する場合は、メールによる提出とし、送付後に電話により受信確認を行うこと。

なお、郵送の場合は書留郵便で送付することとし、提出期限までに必着とする。

(4) 提出部数

正本1部

6 質問の受付及び回答・現地確認

(1) 提出書類

質問票(様式3)を使用した文書によるものとする。

(2) 提出方法

FAXまたはメールにて下記の「16 問合せ先・提出先」まで送付し、送付後は電

話により受信確認を行うこと。

また、公平性の観点から口頭での問い合わせは一切受け付けない。

(3) 受付期間

令和6年6月27日(木)から令和6年7月16日(火)午後5時まで(必着)

(4) 回答方法

令和6年7月18日(木)までに、回答書(様式4)にて愛媛県ホームページで公表する。回答にあたっては、質問者名は公表しない。

なお、意見表明や質問内容が不明瞭なものについては、回答しないことがある。

(5) 現場確認日

- ・現地確認は、土日祝日及び月曜日を除く令和6年7月3日(水)から令和6年7月11日(木)までの間において、希望に応じて実施するものとする。なお、都合により、希望に応じられない場合は、日程調整をすることがある。
- ・希望者は、事前に県環境・ゼロカーボン推進課環境企画グループあてに電話又はメールにて申し込むこと。事務局にて調整し、希望者あてに連絡する。
- ・現場確認では質問は一切受け付けない。

7 企画提案参考資料の閲覧

(1) 閲覧期間

- ・令和6年6月27日(木)から令和6年7月12日(金)までの間(土日祝日及び月曜日を除く。)
- ・希望者は、事前に県環境・ゼロカーボン推進課環境企画グループあてに電話又はメールにて申し込むこと。事務局にて調整し、希望者あてに連絡する。

(2) 閲覧場所

愛媛県松山市西野町乙103番地1 えひめこどもの城内
愛媛県体験型環境学習センター

(3) 閲覧資料

既存図面等

8 参加資格確認結果の通知

プロポーザル参加表明書等に基づいて参加資格の確認を行い、その結果、参加資格を有する者に対しては企画提案書の提出を要請する。参加資格を有しないと認められる場合のみ、参加を認めない旨を書面により通知する。

(1) 発送日

令和6年7月18日(木)(予定)

(2) 方法

郵送

9 企画提案書等の提出

企画提案書の提出を要請された者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式5）
- イ 企画提案書（任意様式）及び説明資料（※A4縦型20ページまでとする）
- ウ 愛媛県における業務実績等（様式6）
- エ 業務の実施体制に関する書類
 - ・資格、実績を証明する書類（様式7）
 - ・実施体制図（任意様式）
- オ エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）の算定結果
- カ 提案価格見積書及び見積内訳書（任意様式）
- キ 業務工程表（任意様式）
 - ・実施期間における業務スケジュールを示すこと。

(2) 企画提案書作成及び提出上の留意事項

- ア 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- イ 企画提案書は、必要に応じて根拠となる資料等を示しつつ、その有効性や妥当性を具体的に記載すること。
- ウ 提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- エ 提出書類等は、原則としてA4縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：9ポイント以上）を用いること。なお、A3版の書類についてはいずれもれもZ折りにすること。
- オ 両面複写は行わないこと。
- カ 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とすること。ただし、副本への押印は省略することができる。また、正本と副本とが識別できるよう提出すること。
- キ 提出した書類等の差替え、修正等は認めない。
- ク 表記内容は、専門知識を有しない者でも理解しやすいものとする。

(3) 提出期間

令和6年7月18日（木）から令和6年7月25日（木）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参、郵送又により、下記の「16 問合せ先・提出先」へ提出すること。

また、企画提案書提出届への押印の省略を希望する場合は、メールによる提出とし、送付後に電話により受信確認を行うこと。

なお、郵送の場合は書留郵便で送付することとし、提出期限までに必着とする。

(5) 提出部数

正本1部、副本5部（副本については複写可とする。）

10 契約候補者の選定方法等

(1) 選定方法

- ア 選定に当たっては、県が設置する審査会において、企画提案書等の内容及び参加者のプレゼンテーション及びヒアリングの結果に基づき、総合的に業務実施

能力等を審査したうえで、総合評価点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

- イ 提案者が1者の場合であっても審査を実施することとし、各審査員の評価点の合計が基準点（満点の6割）以上になった場合は、その事業者を契約候補者として選定する。
- ウ 審査は、各審査員が、企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を点数化し、提案者の審査及び評価を行い、評価点数の合計点が高い提案を行った提案者を上位とする。
- エ 評価点数の合計点と同じ提案が複数ある場合は、見積金額の安価な方の提案者を上位とする。
- オ 価格の項目を除き、各審査員の評価点の合計が基準点未満の場合は、その参加者は選外とする。

(2) プレゼンテーションの実施

ア プレゼンテーション内容

あらかじめ提出された資料および評価項目に基づく概要説明を20分以内とする。また、質疑応答10分程度を予定する。

イ プレゼンテーション及び審査会実施日、開催場所

令和6年7月31日（水）を予定日しており、県が指定する時間に実施する。詳細は、決まり次第速やかに連絡先へメール送信により通知する。

なお、プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションの際の注意事項

- ・プレゼンテーションは非公開で行う。
- ・審査会の出席者は、1提案者あたり3名以内とする。
- ・提出した企画書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(3) 審査の非公開

審査会における評価点、審査の経緯及びその内容は、公開しない。

(4) 評価項目等

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
1 業務実績	・同種業務の実績（自治体・民間）	25
2 業務実施体制	・配置技術者の資格・実績	15
3 企画提案書	・本事業への理解	10
	・設備改修による省エネルギー性能指標（BEI）	15
	・設備改修によるCO ₂ 排出削減量	15
	・実施工程	10
4 価格	・価格の妥当性	10
	・ライフサイクルコスト	
合 計：		100

(5) 審査結果

審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

11 契約候補者の決定

- (1) 審査会の選定した最優秀提案者を契約候補者とし、契約交渉等を行うものとする。ただし、契約候補者の決定をもって提案書等に記載された内容を契約内容として承認するものではない。
- (2) 県及び契約候補者は、契約候補者が提案した内容を勘案のうえ、契約内容を協議する。なお、採用された企画提案については、審査会により内容の一部変更を指示することがある。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。なお、契約候補者選定後であっても、提案内容に虚偽もしくは著しく齟齬がある等の理由により、参加資格要件や仕様等を満たさないと判断される場合にも同様に失格となる可能性がある。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 見積書の金額が予算上限額を超過した場合

13 契約締結等

(1) 契約内容についての協議

審査結果に基づき選定した契約候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行ったうえで、随意契約により契約を締結する。

契約候補者は、選定後、速やかに県と企画提案書の内容に基づく協議を行った後、見積書を提出する。県は、提案内容及び見積書をもとに、契約候補者と契約内容についての協議を行い、当該協議の内容に基づき契約を締結する。なお、契約金額は、企画提案時に提出した提案額を超えないものとする。ただし、県との協議において技術提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りではない。

なお、契約候補者に選定された事業者が辞退した場合は、又は協議が整わなかったときは、次点者を契約候補者に選定し、契約についての協議等を行ったうえで、契約を締結するものとする。

(2) 契約書の作成

契約書は契約候補者と協議のうえ、発注者が作成する。

(3) 契約の締結

発注者は、契約候補者と協議を整え、令和6年8月中旬までに契約を締結する予定としている。

14 異議の申し立て

本プロポーザルに関する異議申し立ては一切認めない。

15 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、提案者の負担とする。
参加報酬も支払わない。また、提出書類は返却しない。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を県に請求することはできない。
- (2) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (4) 本事業により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、県に帰属するものとし、県の承諾を得ることなく使用や他人に公表してはならない。
- (5) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合又は事業体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すものとする。
- (6) 提出された書類等は、審査等において必要な場合は複写する。
- (7) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）をメール又は持参すること。なお、辞退後の再度の参加は認めない。
- (8) 企画提案書の作成のために提供した資料及び提出された企画提案書は、県の同意なく公表したり、使用してはならない。
- (9) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (10) このプロポーザルに応募した者は、この実施要項に同意したものとみなす。

16 問合せ先・提出先

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課 環境企画グループ

住所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

（持参の場合 愛媛県松山市一番町四丁目2番 NTT愛媛ビル2棟4階）

TEL：089-912-2346 FAX：089-912-2344

メール：kankyou@pref.ehime.lg.jp